

安芸市空き家改修費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き家を改修して安芸市に定住しようとする移住者などに対して、その改修及び家財道具等の処分に要する費用の一部を補助することにより、空き家の有効活用を図るとともに、移住を促進することを目的とし、安芸市空き家改修費等補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、補助金等の交付に関する規則（昭和30年規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 安芸市空き家バンク実施要綱第4条第2項の規定により空き家バンクに登録された居住用家屋をいう。
- (2) 空き家改修 住宅の耐震化、機能の回復又は向上のために行う改修をいう。
- (3) 家財道具等処分 居住のために必要な空き家の既存荷物の整理、運搬及び処分をいう。
- (4) 市税等 地方税法（昭和25年法律第226号）第5条に規定する市町村税、使用料、保険料、負担金等、市が個人から徴収すべきものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 安芸市空き家バンク実施要綱第2条第2号に規定する所有者等
- (2) 次のアからウまでのすべての要件に該当する者（以下「移住者」という。）
 - ア 現に市内に住所を有していない者で、市外に5年以上居住している者又は市内に住所を有して1年を経過しない者で、住所を有する前に市外に5年以上居住していた者。ただし、安芸市地域おこし協力隊の任に就いている者又は安芸市地域おこし協力隊の任期満了日から1年以内の者が、市内に定住するための住宅を改修する場合は、この限りでない。
 - イ 安芸市空き家バンク実施要綱第7条第2項の規定により空き家バンク利用登録台帳に登録されている者
 - ウ 空き家の所有者との間に相続関係が発生しない者
- (3) 空き家の所有者から当該空き家を借り受ける地域自主組織、特定非営利活動（NPO）法人並びに市内に主たる事務所を有し、営利を目的とせず、

移住及び定住の促進を図ることを目的に活動している団体（任意団体を除く）のうち、市長が特に認めるもの。

(4) その他市長が必要と認めたもの。

(補助対象の除外者)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付対象者から除外する。

(1) 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）及び申請者の同一世帯の者が県税及び市税等の滞納者又は安芸市の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成25年規則第1号）に規定する排除措置対象者（以下「暴力団員等」という。）である場合

(2) 空き家の入居者、入居予定者又は現に空き家に同居し、若しくは同居しようとする者が県税及び市税等の滞納者又は暴力団員等である場合

(3) その他市長が適当でないと認めた場合

(補助対象事業)

第5条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に定める空き家を活用するための事業とする。ただし、補助金の交付決定後に着手すること。

(1) 空き家改修のための工事（以下「改修工事」という。）については、市内に事務所、事業所を有する法人又は個人事業所に施工を依頼するものとし、補助対象者自らが改修に係る工事を行う場合については、市内に事務所、事業所を有する法人又は個人事業者からの材料購入、器具レンタル等を行うものとする。

(2) 空き家の家財道具等処分については、市内に事務所、事業所を有する一般廃棄物収集運搬業者、一般廃棄物処理業者が行うものとする。ただし、特別な事情がある場合は、市と協議を行うものとする。

(3) 国、県又は市の補助、助成等の対象となる改修等以外の改修等に要する経費であること。

(4) 第7条に規定する補助金の申請をした日の属する年度の3月31日までに補助対象事業が完了すること。

2 前項の補助対象事業は、1つの物件につき1回限りとする。

(補助対象経費等)

第6条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費とし、その内訳及び交付要件、補助率、補助額等は、別表1に掲げるとおりとし、予算の範囲内で交付する。（補助金額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）

2 次条の補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入

控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合については、この限りではない。

（補助金の申請）

第7条 申請者は、安芸市空き家改修費等補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、改修工事及び家財道具等処分について、それぞれ着工日の10日前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 改修工事の設計書の写し
- (2) 改修工事の見積書又は契約書の写し
- (3) 改修工事施工前の現場写真（外観、施工箇所各所）
- (4) 家財道具等処分の見積書の写し
- (5) 家財道具等処分前の写真
- (6) 所有者の家財道具等の処分に係る申立書（家財道具等処分の申請者が移住者の場合のみ）
- (7) 住民票の写し
 - ア 入居（予定）者の世帯全員（申請者が移住者の場合）
 - イ 申請者のみ（申請者が空き家所有者の場合）
- (8) 県税及び市税等の滞納の無い証明書
 - ア 入居（予定）者の世帯全員
 - イ 申請者のみ（申請者が空き家所有者の場合）
- (9) 賃貸借契約書又は売買契約書の写し
- (10) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第8条 市長は、前条の申請があつた場合は、速やかにその内容を審査し、適当であると認めたときは、安芸市空き家改修費等補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付の条件）

第9条 補助金の交付の目的を達成するため、申請者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。

- (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に沿って、効率的な運用を図らなければならないこと。
- (3) 補助事業の執行に際しては、市が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。また、暴力団員等に該当すると認められるものを契約の相手方としないこと。

(変更承認申請)

第10条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業について、事業内容を変更し、中止し、又は廃止する事由が生じたときは、安芸市空き家改修費等補助金変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。ただし、市長が別に定める軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、変更等の承認を決定したときは、安芸市空き家改修費等補助金変更承認決定通知書（様式第4号）により当該申請をした交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、速やかに安芸市空き家改修費等補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 改修工事の施工実施箇所、施工内容の分かる図面や書類
- (2) 改修工事に係る契約書および領収書の写し
- (3) 改修工事後の施工箇所の写真
- (4) 家財道具等処分に関して事業の内容がわかる明細書及び領収書の写し
- (5) 家財道具等処分作業中及び作業後の写真
- (6) 事業終了後、直ちに空き家に居住しない場合は、空き家バンクで広報すること及び5年間は移住者の居住の用に供することの同意書
- (7) その他市長が必要と認める書類

(交付額の確定等)

第12条 市長は、前条の実績報告を受けた場合は、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、安芸市空き家改修費等補助金確定通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

(交付請求)

第13条 交付決定者は、補助金の交付の請求をしようとするときは、安芸市空き家改修費等補助金交付請求書（様式第7号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 補助金の交付は口座振込によるものとし、振込先は交付決定者名義の口座に限るものとする。

(交付決定の取消し等)

第14条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、市長が特に取り消しの必要がないと認めた場合は、この限りでない。

- (1) 補助事業の完了した日から、空き家改修にあつては10年、家財道具等処分にあつては5年を経過する日（以下「空き家活用期間」という。）までに、補助金の交付を受けて改修した住宅（以下「改修住宅」という。）を取り壊し、又は売却したとき。
- (2) 空き家活用期間が終了するまでに改修住宅から転居したとき。ただし、賃貸物件として所有者等が空き家バンクに登録し、引き続き移住者の居住の用に供する場合を除く。
- (3) 第3条第1号以外の補助対象者が補助事業の完了した日から3月を経過する日までに、改修住宅に入居しないとき。
- (4) 第4条各号のいずれかに該当することとなったとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の確定があつた後においても適用があるものとする。

3 市長は、虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受けた者に対し、安芸市空き家改修費等補助金交付取消通知書（様式第8号）により通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条第1項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消された場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、安芸市空き家改修費等補助金返還命令書（様式第9号）により補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。この場合において、返還を求める金額は、完了日からの経過年数により別表2のとおりとする。

(調査等)

第16条 市長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、書類の提出若しくは報告を求め、必要な調査をすることができる。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表 1 (第6条関係)

| | 空き家改修 | 家財道具等の処分 |
|--------|--|---|
| 補助対象経費 | 改修設計、改修工事に要する経費で、耐震化、機能回復、又は性能を向上するための改修に要する経費その他市長が認めるもの | 空き家の荷物の整理、運搬及び処分に要する経費 (ただし、特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)で指定された家電製品は除く。) |
| 補助要件 | (1)改修後の上部構造評点が1.0以上である等、耐震化を図ること。 (2)空き家所有者が行う場合は、補助事業完了の日から10年間は安芸市空き家バンクへの登録を継続し、安芸市へ定住しようとする移住者の居住の用に供すること。 (3)賃貸借契約により移住者が行う場合は、補助事業完了の日から10年間は居住する見込みがあること。また、空き家の所有者に下記①から②について同意が得られていること。 ①空き家の改修を行うこと及び原状回復義務を免除すること。 ②当該補助事業の完了日から10年間は補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、売却し、又は担保に供することなく、移 | (1) 空き家所有者が行う場合は、補助事業完了の日から5年間は、安芸市空き家バンクへの登録を継続し安芸市へ定住しようとする移住者の居住の用に供すること。 (2) 賃貸借契約により移住者が行う場合は、補助事業完了の日から5年間は居住する見込みがあること。 また、下記の①から②の同意が得られていること。 ①空き家の所有者(荷物等の所有者がいる場合はその所有者)に荷物等の処分を行うこと。 ②空き家の所有者に当該補助事業の完了日から5年間は補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、売却し、又は担保に供することなく、移 |

| | | |
|-------|---|---|
| | <p>住者が転居した場合は当該家屋を空き家バンクに登録し安芸市へ定住しようとする移住者の居住の用に供すること。</p> <p>(4) 売買契約により移住者が行う場合は、補助事業完了の日から10年間は居住する見込みがあること。なお、転居した場合は、速やかに当該家屋を安芸市空き家バンクに登録し、その登録を当該補助事業の完了の日から10年を経過するまで継続して安芸市へ定住しようとする移住者の居住の用に供すること。</p> | <p>住者が転居した場合は当該家屋を空き家バンクに登録し安芸市へ定住しようとする移住者等の居住の用に供すること。</p> <p>(3) 売買契約により移住者が行う場合は、補助事業完了の日から5年間は居住する見込みがあること。なお、転居した場合は、速やかに当該家屋を安芸市空き家バンクに登録し、その登録を当該補助事業の完了の日から5年を経過するまで継続して安芸市へ定住しようとする移住者の居住の用に供すること。</p> <p>(4) (2) 及び(3) の場合の移住者とは、現に市内に住所を有していない者で、県外に5年以上居住している者又は市内に住所を有して1年を経過しない者で、住所を有する前に県外に5年以上居住していた者であること。</p> |
| 補助率 | 10/10以内 | 1/2以内 |
| 補助限度額 | 1,824,000円 | 100,000円 |

別表2（第15条関係）

| 完了日からの経過年数 | 返還金額 |
|------------|-------------|
| 2年未満 | 補助金確定額の100% |
| 2年以上4年未満 | 補助金確定額の80% |
| 4年以上6年未満 | 補助金確定額の60% |
| 6年以上8年未満 | 補助金確定額の40% |
| 8年以上10年未満 | 補助金確定額の20% |